

七 「乙案」による交渉

354 昭和16年11月13日 在米国野村外務大臣宛（電報）

「乙案」の英訳文作成依頼

ワシントン 11月13日前發

第一〇七六号（極秘、館長符号）

貴電第七二七号（乙案）ハ正確ヲ期スル為予メ本省ニ於テ英文ヲ作成セラレ電報願度シ

尚往電第一〇四四号（通商無差別待遇ノ原則ニ関スル英文）中ノ provided ハ結局 on the understanding レハテ提出シタルニ付御諒承アリタシ

~~~~~

355 昭和16年11月13日 東郷外務大臣より在米国野村外務大臣宛（電報）

### 「乙案」の修正について

本 省 11月13日後6時9分發

待遇ニ関スル我方甲案「フォーミュラ」後半 on the understanding 以下ヲ削除シ（近衛「メツセーシ」ニ於テ既ニ斯ル「クリティケーション」ナキ言質ヲ一応与ヘオルコトハ御承知ノ通り）先方ニ原則的満足ヲ与ヘ以テ局面ノ打開ヲ計ルニアラスニハ交渉ノ進捗ヲ妨ケ急速妥結ヲ計ル趣旨ニ副ハサルコトトナルヘク殊ニ無差別待遇ノ我方「フォーミュラ」ハ乙案ニモ存在スルニ鑑ミ此点ニ付妥結ナキ時ハ乙案モ亦局面ヲ救フコト能ハサルモノト認メサルヘカラス就テハ国内のニモ多大ノ困難アルコトハ當方ニ於テモ重々拝察スル所ナルモ曲ケテ今一応 on the understanding 以下ヲ削除スルコトニ付御勘考願ヒ度シ

~~~~~

第七六八号（館長符号）
往電第七二七号ニ関シ

備考（）ノ「必要ニ応シ」ノ次ノ「本取締成立セハ」ヲ削除シ又「公正ナル平和確立スル上ハ」ノ次ニ「現ニ仮領印度支那ニ派遣セラレ居ル」ヲ挿入アリ度

356 昭和16年11月14日 東郷外務大臣より在米国野村外務大臣宛（電報）

「乙案」の形式変更について

別電

一一月一四日付東郷外務大臣より在米国野村

大使宛七七二号

条文形式に変更した「乙案」

本 省 11月14日後8時30分發

第七七二号（館長符号）

乙案提出ノ時期ハ追テ訓令スヘキ処同案ノ備考条項ヲモ含メ条文ノ形式ニ整理セルモノ（即チ訓令アリタル節米側ニ

(別 電)

本 省 11月14日後8時30分発
第七七二号 (館長符号)

「一、二、三、四ハ往電第七二号ノ通り」

五、日本国政府ハ日支間和平成立スルカ又ハ太平洋地域ニ

於ケル公正ナル平和確立スル上ハ現ニ仏領印度支那ニ派

遣セラレ居ル日本軍隊ヲ撤退スヘキ旨約束ス

六、日本国政府ハ國際通商關係ニ於ケル無差別待遇ノ原則

カ全世界ニ適用セラルモノナルニ於テハ太平洋全地域

即支那ニ於テモ本原則ノ行ハルルコトヲ承認ス

七、両国政府ハ世界平和ノ招來ヲ共同ノ田標トシテ適當ナ

ル時期至ル時ハ相協力シテ世界平和ノ速ナル克服ニ努力

スヘシ世界平和克服前ニ於ケル事態ノ諸發展ニ対シテハ

日米両国政府ハ防護ト自衛トノ見地ヨリ行動スヘク又米

国ノ歐州戦参入ノ場合ニ於ケル日本國独逸國及伊太利國

間ニ国条約ニ対スル日本國ノ解釈及之ニ伴フ義務履行ハ

専ツ自主的ニ行ハルヘシ

(七、八九月十五日我方案第一條ト同様ニテ甲案〔前段ノ趣旨〕入り居ラス右為念)

~~~~~

357 昭和16年11月15日 東郷外務大臣より在米国野村  
別 電 一一月一五日付東郷外務大臣より在米国野村  
大使宛第七八〇号

「乙案」英文訳文

本 省 11月15日後9時発  
第七七九号 (館長符号)

往電第七二七号ニ闕シ

乙案英文別電第七八〇号ノ通り

第七八〇号 (館長符号)

本 省 11月15日後9時発  
第七八〇号 (館長符号)

往電第七二七号ニ闕シ

乙案英文別電第七八〇号ノ通り

1. Both the Governments of Japan and the United States undertake not to make any armed advancement

into any of the regions, excepting French Indo-China, in the South Eastern Asia and the Southern Pacific Area.

2. The Governments of Japan and the United States shall cooperate with a view to securing the acquisition of those goods and commodities which the two countries need in Netherlands East Indies.

3. The Governments of Japan and the United States mutually undertake to restore their commercial relations to those prevailing prior to the freezing of the assets.

The Government of the United States shall supply Japan a required quantity of oil.

6. The Japanese Government recognizes the principle of non-discrimination in international commercial relations to be applied to all the Pacific areas, inclusive of China, on the understanding that the principle in question is to be applied uniformly to the rest of the entire world as well.

7. Both Governments maintain it their common aim to bring about the peace in the world, and, when an opportune time arrives, they will endeavor jointly for the early restoration of the world peace.

With regard to the developments of the situation prior to the restoration of the world peace, the Governments of Japan and the United States will be guided in their conducts by considerations of protection and self-defense; and, in case the United States should participate in the European War, Japan would decide entirely independently in the matter of interpretation of the Tripartite Pact between Japan, Germany and Italy,

「乙案」による交渉  
7

5. The Japanese Government undertakes to withdraw troops now stationed in French Indo-China upon either the restoration of peace between Japan and China or the

and would likewise determine what actions might be taken by way of fulfilling the obligations in accordance with the said interpretation.

358 昭和16年11月15日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛（電報）

**来栖大使へ交渉督促方訓令**

本 省 11月15日後11時20分発

第七八一號（館長符号）

urgent

来栖大使へ

長途ノ飛行旅行ニテ御疲労ノコトト存ス今回挺身難局ニ赴カレタルコト单リ本大臣ノミナラス政府部内全般亦等シク感謝スル所ナリ今次交渉ハ難事中ノ難事トモ申スヘキ處其成否ハ直ニ國運ノ消長ニ影響スルモノナルヲ以テ當方ノ事情ハ野村大使ニ篤ト御話シノ上同大使ニ御協力ノ上交渉ヲ急速妥結ニ導ク様最善ヲ尽サレンコトヲ切望ス

我方最後案提示後ニ於テモ米国政府ノ態度ハ依然頗ル緩慢ヲ極メ居リ或ハ故意ニ遷延ヲ策シ居ルニアラスヤトノ疑惑

ヲ有スルモノモ有之次第ナルカ此期ニ及ヒテ交渉局面ノ渋滞ヲ來サハ情勢逐日緊迫ヲ加ヘツツアルヲ以テ單ニ時ノ関係ヨリスルモ危局ノ收拾ハ絶望トナルヘシ就テハ野村大使宛屢次訓電ニ依リ委曲御了承ノ上米側ヲシテ現下ノ事態ニ鑑ミ交渉妥結カ焦眉ノ急ヲ要スル緊喫事ナルコトヲ悟ラシメ以テ太平洋平和確保ノ為我方ト協調セシムル様御努力相煩度シ

尚乙案ハ貴大使出発前ノ御希望モアリ旁々今尚米側へ提示方差控ヘ居レルモ其内早目ニ提出スルコト可然ト存シ居ル次第ナリ

359 昭和16年11月16日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

**来栖大使交渉參加に関する米國紙記事について**

ワシントン 11月16日後発

本 省 11月17日前着

第一一〇九號（館長符号扱）  
一、十六日紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ日米交渉ニ關スル「フライシャー」ノ長文ノ記事ヲ掲載シ居ル処

「フ」ハ國務省筋ニ能ク連絡ヲ有シ居ルコトハ屢次往電ノ通リニシテ右記事モ大体事實ニ符号シ居ル処（交渉経過ニ闇スル記事内容略）特記スヘキ点為念

来栖大使ハ華府ニ於ケル交渉開始ト共ニ日米間ニ於ケル論議ノ中心ハ歐州戦争ニ對スル日本ノ態度如何ニアルコトヲ發見スヘク米国政府ハ又来栖大使ヨリ果シテ日本カ事實上枢軸側ニ立チテ行動スルカ又ハ米国トノ友好關係ヲ復活シ枢軸ヨリ離脱スル決心ヲ有スルカノ点ニ付東條新内閣ノ政策ヲ聽カント欲スヘシ「ロ」大統領ハ日米交渉ノ進展ニ特別ノ関心ヲ払ヒ居リ了解成立不可能ト屢伝ヘラレタルニ拘ラス交渉ヲ継続セシメタル等ノ責任者ナルカナル筋ノ伝フル所ニ依レハ大統領ノ交渉繼續ニ対スル強キ希望無カリセハ既ニ交渉ハ決裂セシナリ

「ロ」大統領ハ近衛「メツセーデ」ノ来タコトニ対シ

大イニ嬉ヘリト伝ヘラレタルモ日本カ「ハル」ノ主要原則ナルモノヲ「ナローダウン」シタル為兩者ノ交渉

成立見込ハ乏シクナリ又國家主義易職サヘ続キ東條内閣ノ出現ニ依リ協定成立ノ見込ハ事實上消滅スルニ立

360 昭和16年11月17日

在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

**國務省は三国同盟と中國問題を交渉の難点としているとの情報について**

ワシントン 11月17日後発

本 省 11月18日後着

「ショミット」情報（十六日夜）

「シユ」ヲシテ國務省ノ意向ヲ探ラシメタル處睨懇ノ間柄

ナル「ウイリアムソン」（チャーリー）國務次官補ノ秘書  
カ同人ニ語ル所ニ依レハ日米交渉ノ難点ハ三国同盟ト支那

問題ナル處日米両国ハ何レモ歩ミ寄リ可能ナルヘク寧口米

方向ニ行動セスヤト云フ点ナリ右ニ比較スレハ經濟圧迫緩  
和其ノ一タル石油ノ問題ノ如キハ易々タル問題ナリ

リ右疑惑ハ独逸並ニ日本「ミリタリステツク」ノ日本政府

ニ対スル圧力ナリ即チ日米交渉カ成立スルモ其ノ直後ニ独  
逸又ハ日本陸軍ノ意向ニ依リ日本政府カ協定ト全然別個ノ

方向ニ行動セスヤト云フ点ナリ右ニ比較スレハ經濟圧迫緩  
和其ノ一タル石油ノ問題ノ如キハ易々タル問題ナリ

361

昭和16年11月17日

在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

来栖大使着任に伴う米国國務長官および大統領との会談について

ワシントン 11月17日後発

日本 省 11月18日後着

第一一一八号（極秘、館長符号）

テリ

午前十一時「ハル」長官同道大統領ニ面接ス來栖ヨリ現内閣カ日米交渉ニ熱意ヲ有スルコトハ「ハル」長官ニモオ話シシタル通リナルカ四年間ニ亘ル支那事変ヲ経タル日本国民ノ感情（frame of mind）如何ナルモノナルヤニ付テハ政治家タル貴大統領ノ充分了解セラル所ナルヘク今次渡米ノ途中香港「マニラ」其他ノ島々ニ於テ軍事的ニ事態カ緊急セルコトハ素人ノ自分ニモ看取セラレタリ如何ナル拍子ニ之カ爆發スルコトトナルヤモ知レサルカ一体日米間ニ斯ノ如キ事態ヲ招来シ何ノ利益アリヤ（大統領同感ノ意ヲ表ス）日本ハ元ヨリ対米交渉ノ成功ヲ望ムモ夫レニハ時間的要素アリ事態ヲ遷延スルコトニ依リ日本ハ自己ヲ防衛スル上ニ於テ經濟的且軍事的ノ条件ヲ悪化スヘク無為ニシテ結局全面的屈伏トナルカ如キハ日本トシテ耐へ難ク依テ妥結ニ対スル熱意充分ナルト共ニ之ヲ取急キ行フ要アル次第ナリ

大統領ハ昔「ブライヤン」國務卿カ珍田男ニ there is no last word between friends ト言ヒタルコトアリト述タル処一體從來不可侵條約ナルモノ多々存在シタルカ何レモ out of

十七日午前十時半本使來栖大使ト同道「ハル」長官ヲ往訪セリ

先ツ「ハル」ヨリ前歐州大戰後世界ニ達識ノ政治家ナカリシ為メ遂ニ現在ノ如キ事態ヲ來シタル次第ニシテ世界ヲ斯ノ如キ事態ノ再現ヨリ救フコトハ今日ヨリ考ヘオカサルヘカラス

來栖ヨリ御説トシテハ誠ニシテ幸ヒ歐州戰争ニ未タ参加シオラサル米國及日本トシテハ其ノ辺ニ處スル責任極メテ重大ナリ但シ之ニ入ルニハ先ツ處理セサルヘカラサル問題日米間ニ存在シオリ而モ直ニ具体的ナル話ニ入ラサルヘカラスト述ヘ（總理及閣下ノ委嘱ヲ受ケ渡米シタル經緯ヲ略述シタル上）總理カ衷心日米間ノ妥結ヲ望ミオラレ且寧口意外ト思ハル程度ニ希望ヲツナキオラル様見エタリ目下日米間ニ行キ惱ミオル通商上ノ均等待遇ノ問題、三國同盟條約ノ問題及撤兵問題ノ三者中前者ニ付テハ總理ニ於テモ大イニ解決ノ望ミヲ有セラル（hopeful）モノノ如ク唯最後ノ撤兵問題ニ付テハ大ナル関心ヲ持チオラルル次第ナリ此ノ時大統領ト面会ノ時間迫リ「ハル」ハ大統領ノ面前ニ於テ話ヲ続行スルコト致シ度シトテ一同席ヲ立コトヲ考ヘ得ルモノト存ス

來栖ヨリ私見トシテハ結構ナリ來栖ノ觀ル所ニ依レハ日米間現在迄ノ交渉ハ結局日本カ三國同盟條約トノ關係ヲ如何ニスルヤトノ問題ト米國カ支那問題ノ解決ニ対シ種々為シタル主張トノ兩者ヲ如何ニ調節スルヤノ問題ニ帰結スヘシ三国同盟條約ニ關シテハ日本トシテハ條約上ノ義務アリ且又大國トシテノ名譽アリ條約違反ヲ為スカ如キコトハ不可能ナルカ從來國際條約尊重ヲ主張シ來レル米國トシテ夫レヲ希望スルトハ思ヘス殊ニ三国條約ノ目的カ戰局不拡大及平和保持ニ存スルニモ鑑ミ右兩者ノ問題ヲ調節スル何等カノ方法アルニアラスヤ唯支那問題處理ニ關シ日本トシテ米國ニ対シ如何程耳触リノ良キ案アリトモ實行不可能ナルモノハ受諾シ難キモノト御承知アリタン

大統領ヨリ支那問題ニ關スル撤兵ノ困難ナルコトモ聞キ及ヒ居タルカ米國トシテハ日支ノ問題ニ關スル intervene モセントスルモノニアラス單ニ斯カル言葉カ外交用語ニ在リヤ否ヤハ知ラサルモ introducer ナラントス

ルノミナリ

来栖ヨリ三國同盟中ノ參戰義務ニ関シ日本カ独自ノ見解ヨ

リ決定スヘシト申入レアルニ対シ米国ニ於テハ右ヲ恰モ米

カ大西洋戦ニ深入シタル際日本カ其ノ背後ヲ刺サントスル

米国ノ一部ニハ日本ハ独逸ノ威儀ノ下ニ其ノ手先トナリテ

動クヘシトノ誤解存在シタルヤニ見受ケラレタルヲ以テ斯

カル妄断ヲ解カソカ為メ独自ノ見解ニ依リテ行動スヘキコ

トヲ明カニシタル迄ナリ兎ニ角此ノ際仮ニ大統領ノ示唆セ

ラレタルカ如ク太平洋ニ関シ日米間ニ何等カ大ナル了解成

立スルトセハ右ハ自然三国同盟条約ヲ outshine スルコト

トナルヘク然ラハ同盟条約ノ適用問題ニ関スル御懸念ハ自

カラ氷解スルカ如キ事態トナルヘシト思考ス

此ノ時「ハル」長官口ヲ挾ミ独逸ノ侵略政策ヲ縷述シ若シ

英國征服成功ノ後ニハ南米ニ種々ノ傀儡政府ヲ作り英國ノ

海軍ヲ提ケテ米国ヲ攻撃ニ來ルヘク其ノ時ニ米国ハ何ヲス

ルモ手遅レトナルヘキニ付今ヨリ防衛ヲ為ササルヘカラス

是レ米国ノ自衛ニシテ之ヲ日本カ了解セラレサル筈ナシト

従来ノ自説ヲ縷々陳述シ大統領モ先般ノ演説ニ言及シタル

ニ贊意ヲ表シ本使及来栖ニ對シ自分ハ此ノ土曜日（二十二日）迄華府ニ留マルヘキニ付「ハル」長官トノ御相談ニ依リ更ニ御希望アラハ喜ンテ会見スヘシト述ヘタリ

362 昭和16年11月17日 在シアトル佐藤（由巳）領事より  
在シアトル 東郷外務大臣宛

### 来栖大使渡米に関する米国各紙の論調について

機密第  
（編注  
号

昭和十六年十一月十七日

在シアトル

領事 佐藤 由巳（印）

来栖大使米ニ関スル米紙論調報告ノ件

来栖大使米ニ対シ時局柄太平洋岸地方各紙ハ異常ノ関心

ヲ寄セ居リ其米紙發表カ突然ナリシ為メカ種々ノ揣摩臆測

行ハレ当初ハ概シテ悲觀説多ク結局依之危機遷延スル程度ニ過キサルヘシトノ観測多ク見受ケラレタリ

偶々「ノックス」海軍長官ノ対日強硬演説アルヤ地方小新

聞ハ一般ノ対日強硬態度〔ガラップ〕輿論調査研究所発表

「乙案」による交渉

編注 番号不明

独逸ノ対中南米政策ヲ表ハス地図ナルモノハ独逸ノ政府筋

ヨリ出テタル正真正銘ノモノナリト付言セリ

来栖ヨリ大統領ハ曩ニ日米間ノ一般的了解ニ付言及セラレ

タルカ太平洋ノ平和ヲ言フ以上西半球モ一面太平洋ニ臨ミ

居ルニ付中南米諸国モ之ニ「カバー」セラルルコトナル

ヘク従ツテ日本カ西半球ノ平和ヲ攪乱スルカ如キモノノ

「パートナー」トナルカ如キハアリ得サルコトナリ貴方ニ

於テ本交渉成立セハ日本ハ一面米国ト平和条約ヲ擁シ一面

独逸ノ片棒ヲ担フトノ非難起ルヘシト弁セラルモ日本政

府トシテハ予テ太平洋ニ公正ナル平和成立シタル暁ニハ仏

印ヨリ撤兵スヘシト迄言ヒ居ル次第ニシテ斯ノ如キ事態ニ

シテモ立証セラルルコトナルヘシ兎ニ角目下野村大使カ

「ハル」長官ト折衝セラレツツアル案件ヲ速カニ成立セシ

ムルコト急務ナリト信ス

「ハル」長官ハ此ノ話ハ更ニ続行スルコト致シ度シ從來

自分「ハル」ト野村大使トハ何度モ話ヲ繰返シ何時モ同

シ所ヲクルクル廻ル如キ状態ナリシカ貴大使（来栖）ヨリ新

タナル角度ヨリ觀タル話ヲ承ハリタシト述ヘ尚大統領モ之

ニヨレハ全國民ノ五二%カ対日戦ヲ支持ニ迎合シ日本ヲ見縊ルカ如キ恫喝的社説ヲ掲ケ居ル處反之当地方最有力紙タル「ピイ・アイ」紙其他ハ静観的態度ヲ持シ日米關係ヲ現在以上ニ悪化セシムルニ於テハ最惡ノ事態ニ立到ルノ外無ク現在之ヲ遷延セス解決セサルヘカラスト為ス態度窺ハル殊ニP・I紙ハ

「来栖大使携行ノ提案内容ニヨリテハ或ハ日米衝突ヲ回避シ得ルヤモ知レストノ希望カ繫カレ居レリ殊ニ当地方トシテハ之ヲ機ニ宿案ノ日本船『アラスカ』出漁問題及脛臍臍條約問題解決ヲ要望スルモノナリ畢竟スルニ両国政府カ国内輿論ノ刺激ヲ慎ミ歐州戦火ノ太平洋ニ及フヲ真摯ニ防止セントスルニ於テハ満足ナル解決ヲ得ルニ至ルヘシ」

ト述ヘ居レリ

又最近ハ同大使着米ト共ニ一般米紙ノ態度冷靜化セルコト

一際顯著ニシテ反日的言説ヲ特ニ差控ヘ居ルモノノ如ク觀測サル

右報告ス

363

昭和16年11月18日

東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛（電報）

**米国側との会談の発表方法につき訓令**

本 省 11月18日後11時50分発

第七九二号（館長符号扱）

我方新聞統制ノ必要モアリ且交渉促進ニ支障ヲ來タサシメ  
サル趣旨ヨリ今後貴大使ト大統領及國務長官トノ会談ニ付  
發表ノ必要アル場合ハ会見ノ事實ニノミ之ヲ止メ右以外ハ  
發表セサルコトニ米側ト了解ヲ遂ケラレ度シ

尚在華府邦人記者ニ対シテモ右趣旨ニ依リ御指導相成度

昭和16年11月18日 在米国野村大使（電報）

東郷外務大臣宛（電報）

**三国同盟および南部仏印撤兵などに関する米  
国國務長官との会談概要速報**

ワシントン 11月18日後発  
本 省 11月19日前着

第一一二七号（極秘、館長符号）

第一一二七号（極秘、館長符号）

ノ傾向ニ向フ様ニナルコト肝要ナリト述ヘタリ要スルニ右  
会談ハ本日ノ新聞ニ大袈裟ニ伝ヘラレタル東条首相ノ議会  
演説ニ於テ外交三原則及仮印五万増兵問題カ例ノ用心深キ  
「ハル」ノ性格ニ影響シタル点少カラスト思考ス  
委細追電ス

365 昭和16年11月18日 在米国野村大使（電報）

東郷外務大臣宛（電報）

**三国同盟および南部仏印撤兵などに関する米  
国國務長官との会談要旨報告**

別電 一月一八日付在米国野村大使より東郷外務

大臣宛第一一二三二号

戦後経済原則についての米・英両国間交渉に  
関する情報

ワシントン 11月18日後発

本 省 11月19日前着

第一一二三二号（極秘、館長符号）

十八日午前十時半ヨリ本使来栖大使ト同道國務省ニ於テ  
「ハル」長官ト二時間四十五分会談セリ

十八日「ハル」長官ト本使及来栖大使トノ会談（約二時間）

ハ最モ三国同盟問題ニ重点ヲ置キ「ハル」ハ例ニ依リ武力  
ヲ以テ拡大セントスル「ヒツトラー」主義ヲ攻撃シ日本カ

三国同盟条約ニ依リスカル主義ト結ヒ居ル限り日米関係ノ

調整ハ困難ナルコトヲ述ヘ来栖ヨリ今日本ニ向テ三国条約ヲ  
廃棄セヨト云フカ如キハ出来ヌ相談ナルコト同条約ハ武

力ニ依ル拡大ヲ趣旨トスルモノニアラサルコトヲ力説シタ  
ルニ対シ「ハル」ハ日本ニ向テ条約ヲ廃棄セヨト云フ地位

ニハアラス唯御説ノ如キ三国条約ノ趣旨ハ確実ニ証明セラ  
レサレハ何ノ役ニモ立タスト述ヘ本使及来栖ヨリスカル根

本問題ヲ早急ニ解決スルコトハ困難ナルヘク依テ差当リ極  
メテ緊迫セル時局ヲ打開スル為日米各々凍結令実施前ノ事

態ニ復帰シ（即チ日本ハ仏印南部ヨリ撤兵シ米ハ凍結令ヲ  
撤去シ）空氣ヲ緩和シタル上更ニ話ヲ進ムルコトニシテハ  
如何トテ交々仲々承服セサル「ハル」ヲ説得ノ結果「ハル」

ハ日本政府ノ首脳カ日本ハ何處迄モ平和政策ヲ遂行スルモ  
ノナルコトヲ明カニスルナラハ夫レヲ機縁トシテ米側ヨリ

英國、和蘭等ヲモ説キ凍結令実施以前ノ状態ニ復帰スルコ  
トヲ考慮シ差支ナシ但シ夫レニ依リ日本ノ政治力益々平和

モナルコトヲ明カニスルナラハ夫レヲ機縁トシテ米側ヨリ  
シモ彼ノ為スコトハ停止スルコトヲ知ラス米國モ纏テハ其  
ノ目標トナルヘシ（トテ昨十七日ノ議論ヲ繰返シ）日本ト  
シテモ「ヒツトラー」全勝ノ上ハ東亞ニ出テ来ルコトヲ考  
ヘサルヘカラサルニ日本カ解ラヌハ自分カ了解シ得サル所  
ナリ（例ノ「複雜怪奇」當時ノ事情及独ノ対蘇態度変転ニ  
モ及フ）

米国ノ国策ハ平和維持ニ終始ス徒ツテ武力ニ依ル拡大ヲ計  
ルコトヲ信条トスル「ヒツトラー」ノ主義トハ両立シ難シ  
且又日本カ三国同盟条約ニ依リ「ヒツトラー」ニ結ヒ着キ  
居ル限り日米関係ノ調整ニハ至大ノ困難アリトテ日本ト同  
盟条約トノ関係ニ力点ヲ置キ縷々説述セリ

更ニ今仮ニ日米間ニ妥協成ルトスルモ米国民ヲシテ独逸ハ  
歐州ニ於テ力ニ依リ膨張政策ヲ取り日本モ東亞ニ於テ同様  
ノ政策ヲ行フモノナリトノ考ヲ拭ハシムルコト不可能ナル  
ヘシ米国民中甚タシキニ至リテハ米国ハ日本ヲ通シ「ヒツ  
トラー」ノ武力征服主義ニ屈スルニ至レリト迄言フナラン  
又現在ノ状況ニ於テハ仮令日米間ニ妥協成ルトスルモ恰モ

現在ノ日蘇関係ノ如ク大軍ヲ以テ対峙シ互ニ益々之ヲ強化シ軍事費ヲ累加スルト云フ有様ニテハ何ノ為メニモナラス此ノ根本的困難ヲ除去スルニアラサレハ日米間ノ話合ヲ進行セシムルコトハ不可能ナリ  
來栖ヨリ一体出来ヌ事ヲ夫レカ何程耳触リ良キ言葉ヲ以テスルモ約束スルコトハ不可能ナリ即チ今日本ニ向ツテ三国同盟条約ヲ吐出シ無効ニセヨト云ハレテモ之ハ出来ヌ相談ナリ

「ハル」ハ米国ハ之ヲ無効ニセヨト云フ地位ニ居ル次第アラス唯兎ニ角一方ニ日本カ同条約ヲ保チ乍ラ他方ニ日米間妥結ヲ求ムルコトハ自分（「ハル」）トシテハ解ルニシテモ米国ノ如キ國柄ナレハ輿論ヲ了解セシムルコトハ困難ナリ  
來栖ヨリ同条約ハ武力ニ依ル拡大ヲ行フヲ趣旨トスルモノニアラサルコトヲ説キタルニ対シ「ハル」ハ然ラハ其ノ趣旨ヲ現実ニ立証セサレハ何ニモナラスト云ヘリ  
本使ヨリ斯カル根本的問題ハ限ラレタル時間内ニ解決スルコトハ困難ナリ然ニ南西太平洋ノ情勢ハ極メテ緊迫シ居レリ日本ノ仏印駐兵ニ対シ英國ハ新嘉坡ニ米国ハ比律賓ニ

支那問題ニ付テハ「ハル」ヨリ駐兵ニ付質問アリ本使ヨリ貴電第七二六号甲案ニ基キ説明セルカ（二十五年ノ期間ニ付テハ触レス）「ハル」ハ何等追求セス且支那問題ニ關シ英、蘭、支ノ三国ヨリ連絡ヲ保チ来リ居レリト述ヘタルニ付來栖ヨリ彼等カ如何ナル点ニ付関心ヲ有スルヤヲ尋ネタル処  
「ハル」ハ英國ハ主トシテ通商均等待遇原則ナルヤニ思考ス（assume）和蘭同様ナリ支那トハ一般的ノ話ニ止マリ具体的問題ニ入り居ラスト述ヘタリ  
尚通商均等待遇原則ノ問題ニ付左ノ如キ応答アリタリ  
「ハル」ヨリ十五日ノ米国提案（往電第一〇九五号）ニ付東京ヨリ回答アリシヤ否ヤヲ尋ネタルニ付  
來栖ヨリ一応ノ回答ニ接シタルカ更ニ研究ヲ要スルモノアリ貴方ニ御披露シ得ルニ至ラス貴方ハ米国以外ノ國ニ付責任ヲ負ヒ難シトノ御趣旨ナル如キモ然ラハ日本ヨリスレハ日支和平成立スル迄ハ日本ハ支那ニ付テモ同シコトヲ言ヒ得ルモノト存ス日本ト米国トハ経済上ノ地位異リ米国カ通商交渉上各国ニ対シ有スル有利ナル地位ハ日本ノ有セサル所ナリ米国ノ經濟カ外國貿易ニ依存スル程度ト日本ノ夫レトハ著シキ差異アルヲ以テ同一ノ準則ニ依リ律スルコトハ

兵力ヲ増強シツツアリ互ニ兵力ヲ増強シ行ケハ何日カハ悲シムヘキ破局ニ立至ルヘシ依テ高遠ナル理想論ヲ闘ハスモ際限ナルヘキヲ以テ先ツ差当リスカル緊張ヲ緩和スルコト必要ナルヘク夫レニハ凍結令実施前ノ事態ニ復帰スルコトトシ即チ日本ハ仏印南部ヨリ撤兵スルニ対シ米国ハ凍結令ヲ撤去ススクシテ兎ニ角空氣ヲ緩和スレハ新嘉坡ニ軍艦ヲ送リ又ハ比島ニ軍事施設ヲ強化スルノ必要ナカルヘク其ノ上ニテ更ニ話ヲ進ムルコトト致シ度シ「ハル」ハ根本ノ問題ニ付話カ付カサルコト明瞭ナル間ニ一時的手段トシテ御説ノ如キコトヲ行フモ無駄ナリ我々ハ日本カ東亜諸國中ノ第一人者トシテ平和政策ノ為ニ「リーダーシップ」ヲ取ランコトヲ望ム但シ武力征服ノ政策カ日本ヲ支配スルコトモナラハ我々ハ世界平和ノ為メ厄介ナリト考フトテ仲々承服セス（之ニ対シ本使及來栖大使ヨリ交々説得シタル處）  
「ハル」ハ日本政府ノ首脳カ日本ハ何處迄モ平和政策ヲ遂行スルモノナルコトヲ明カニスルナラハ夫レヲ機縁トシテ自分（「ハル」）ハ英國、和蘭等ヲ説キ凍結令実施前ノ状態ニ復帰スルコトヲ考慮シ差支ナシ但シ夫レニ依リ日本ノ政情カ益々平和ノ傾向ニ向フ様ニナルコト肝要ナリト述フ

（別電）

ワシントン 11月18日後発  
本省 11月19日前着

十八日ノ紐育「タイムス」カ十七日付「チッコスロバキア」特情トシテ報スル所ニ依レハ「リースレンド」ニ依ル英國ノ債務解決問題ニ関連シテ戰後ニ採用セラルヘキ広汎ナル經濟原則ニ付目下英米両國政府間ニ重要協議行ハレ居リ右ハ主トシテ倫敦ニ於テ行ハレツツアルモ既ニ相当ノ進捗ヲ示シツツアル趣ナリ

右ニ依レハ米国政府ハ戰後ノ世界貿易ノ自由流通ヲ阻害スヘキ制限撤廃並ニ世界ノ各国ニ於テ英國支配下ニアル重要原料資源ノ公正ナル獲得確保方ニ付英國ノ協力ヲ求メタル趣ニシテ權威アル筋ノ解釈ニ依レハ右ハ米国カ世界貿易並ニ世界平和促進ノ為英國ニ於テ「リースレンド」協定ノ一部分トシテ一九三二年ノ「オッタワ」協定ニ依リ規正サレタル英帝國特定關稅主義ノ再考慮ヲ求メントスルモノナル由ナリ

尚本件ニ關シ米国政府ハ其ノ対英「メモランダム」ニ於テ(一)米国ハ英國ニ前述ノ經濟的讓歩ヲ求ムルト共ニ米国自身モ同様ノ讓歩ヲナスコトヲ保障シ及ヒ(二)本經濟計画ノ企図ハ平和回復後ノ過渡期ヲ経過シタル後ニ実現サルヘキモノナルコトノ二点ヲ強調セリト信セラルル趣ナリ

來栖ヨリ

(一) 野村大使及本使ノ觀測ニ依レハ大統領ハ表面悠々タル態度ヲ持シツツモ此ノ際日米妥結ニ付充分熱意ヲ有スト認メラルニ付單ニ先方カ我カ提案ヲ鵜飼ミニセサルノ故ヲ以テ直ニ遷延策ナリト速断シ取返ヘシノツカサル行動ニ出ツルカ如キハ刻下最モ戒心ヲ要スル所ナリ

(二) 中立法修正成立等ニ依リ米国ノ關心ハ一層大西洋ニ向ヒ來リ從ソテ已ムヲ得サレハ対日作戦ヲモ敢テ辞セサルノ準備覺悟ハ堅メツツアルモ出来得レハ我がトノ交渉ニ依リ背後ノ安心ヲ得ントシツツアルモノノ如ク十七日ノ會見ニ於ケル大統領十八日ノ「ハル」長官カ何レモ三同盟條約問題ニ力点ヲ置キ從来ヨリ寧口其ノ主張ヲ強メ來リタル所以モ主トシテ其ノ辺ノ思慮ニ出ツルモノト觀測ス即チ米国トシテハ日米妥結ノ前提トシテ一般米国民ニ対シ日独乖離ノ印象ヲ与ヘンカ為メ或ハ通商無差別主義ニ關スル日米協力宣言或ハ目下英米間ニ交渉中ナル同一問題ニ關スル協定ニ我が参加セシムルコト或ハ又十八日會見ニ於テ「ハル」長官ノ示唆セル我がノ平和主義表明ノ「メッセージ」等ヲ利用セント欲スルモノノ如シ

尚同情報ニ依レハ同國政府ハ自今二ヶ月以内ニ(一)米国ノ「リースレンド」資材供与ニ對スル英國ノ支払方法(英國ハ其ノ支払ノ一部トシテ「サービス」ヲ以テ為スヘク例ヘハ米国ハ既ニ自國ノ安全ニ絶対必要ナリト考フル英國ノ海軍基地ノ何レモ使用シ得ルコトニ関スル原則ノ承諾ヲ英國ニ求メ英國ハ之ヲ認メタル趣ナリ)(二)經濟的平和ノ基礎ヲ為スヘシト予期セラル戰後ノ計画ニ二者ヲ闡明スル“Declaration of Intention”ヲ發表スル筈ノ趣ナリ本計畫具体化セル端緒ハ「ル」大統領及「チ」首相カ所謂「大西洋憲章」(Atlantic Charter)ヲ發表セル際ノ会談ニ基ク由

366

昭和16年11月18日 在米國野村大使より

東郷外務大臣宛(電報)

交渉急速妥結のため南部仏印撤兵開始につき  
考慮すべきとの來栖大使意見具申

ワシントン 11月18日 発  
第一二二二三号

本 省 着

ワシントン 11月18日 発

第一二二二三号

戰後英米カ矛ヲ転シテ我方圧迫ニ向ヒ來ルコト無キヤノ問題ニ關シテハ十七日会談ノ際本使ヨリ前大戰後ニ於ケル我がノ苦キ経験ヲ述ヘ我國一部ノ対英米疑惑ヲ率直ニ説明セルニ対シ大統領ハ言下ニ新協定ハ斯ル点ヲモ全部包含スヘキナリ(cover it all)ト答ヘタリ

(四) 我国国内情勢ノ現状ニ鑑ミ今直ニ米側希望ノ線ニ沿ヒ何等措置ヲ得ルニハ種々困難アルヘシト思考スル処差当リ其ノ間ノ繫キトシテ斯ル日米交渉成立ニ付「タイム・リミット」ノ強キ希望ヲモ考ヘ差当リ局面打開ノ為メ凍結令解除、石油一定量輸入ノ保障ヲ求ムルノ要アルヘシト思考シ十八日会談ニ於テ野村大使ト共ニ七月二十四日以前ノ状態復帰ヲ示唆シタル次第ナルカ米側トシテハ之カ対価ニ付乙案ノ仮領印度支那以外武力不進出又ハ条件

曖昧ナル仏印撤兵ノ証言ノミニテハ從来交渉ノ経過ニ鑑  
ミ恐ラク承服セサルヘキニ付此ノ際予メ南部仏印撤兵開始  
位ノ誠意ヲ示サルヲ覺悟アリタン  
何分御訓令ノ「タイム・リミット」モ有之出来得レハ本  
週大統領在華中ニ急速処理ヲ進メ度キニ付右至急進言ス

367 昭和16年11月18日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

「乙案」提示前に実質的妥結を計るべきとの意

見具申

ワシントン 11月18日後発  
本 省 11月19日後着

第一一三四号(極秘、館長符号)  
<sup>(1)</sup>往電第一一三一號ニ閲シ

本日会談ニ於テ我方ヨリ緊迫セル情勢ヲ緩和シ當面ノ危局ヲ救フヘキ実際の措置トシテ先ツ凍結令実施前ノ状態ニ復帰シ我仏印南部駐兵ヲ撤去スルコトトシテハ如何トノ提唱ニ対シ「ハル」ハ頗ル難色アリタルモ結局日本ノ平和的政策ヲ一層明確ニシタル上ニテ英蘭等ノ関係国トモ協議スヘル様御回電ヲ得ハ好都合ナリ)

368 昭和16年11月19日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

南部仏印撤兵を主眼とする妥協案に賛成者多

しとの米国閣僚談話について

ワシントン 11月19日前發

第一一三五号(極秘、館長符号)  
十八日夜兩人ニテ往訪シタル某閣僚ノ内話スル所次ノ通り

大統領ハ日米了解ニ熱意ヲ有シ居リ最近ノ演説ニ於テモ日本ニ対シテハ何等悪声ヲ放チ居ラサルコトハ留意アリタク

ナリ日本カ此ノ際仏印ヨリ撤兵スル等現実ノ行動ヲ以テ平

シト答ヘタルカ從来米側ニ於テハ支那駐兵問題カ最大難関ナルカ如キ態度ヲ示シ來レル處最近ニテハ殊ニ中立法修正ニ関連シ大西洋作戦ニ深入リシツツアル米國々内情勢ト共ニ寧口三国同盟ニ関連スル日本ノ平和的政策ニ重点ヲ置クノ意図ヲ確メタル上妥結ヲ計ラントスル意向ナルコト明カトナリタル次第ナルニ鑑ミ此ノ際直ニ乙案ヲ提示スルコトハ連日当方ニ於テ熟議ノ結果ニ依ルモ反ツテ甲案ヨリモ成立困難ノ見込ナルニ付實際的見地ヨリシテ乙案提出ニ先タ

チ差当リ同案中ノ凍結令解除及物資獲得ヲ主眼トスル實質的妥結ヲ試ミ之ヲ手順トシテ他ノ問題ノ解決ニ進ム方得策ニシテ又然ラスンハ急速妥結頗ル困難思考ス  
就テハ既ニ先方ノ希望ニ応シ近衛内閣當時モ政府声明ヲ確認セル次第ハアルモ同声明ニ含マレタル若干ノ但書カ疑惑ノ種トナリ居ルニモ鑑ミ而モ斯ノ如キ但書ハ之ヲ明記セサルモ必要ノ場合ニハ当然自衛権ニ基キ為シ得ル儀ナルヲ以テ此ノ際新内閣ノ何等但書ナキ平和的政策ノ声明ヲ与ヘ直截簡明ニ我方ノ平和的意図ヲ表明シ以テ前回我方ノ提唱ノ如キ妥結ヲ計ル様致シ度シ尤モ先方ニ於テハ單ニ約束ノミニト困難ナルヘシ云々

369 昭和16年11月19日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

米国國務長官との会談見合せ方訓令

本 省 11月19日後9時發

第七九七号(大至急、館長符号)

Very urgent

貴電第一一三四号ニ閲シ

当方訓令追電スルニ付右訓令到着迄ハ会見方差控ヘラレ度(欄外記入)十九日午後九時發電

370 昭和16年11月19日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

極につき意見具申

ワシントン 11月19日前発

本 省 11月20日前着

第一一三六号（極秘、館長符号）

日米関係愈々緊迫十字路ニ來レル時救國濟民ノ大責任ヲ負  
ハルル廟堂諸公ノ御痛心抨察シ余リアル處今ヤ帝国ノ取  
ヘキ道ハ

一、現状ヲ維持スルコト

二、局面打開武力進出スルコト

三、何トカ工夫ノ上相互不可侵ノ態勢ヲ作ルコト

一ハ彼我戦備ヲ増強シ艦隊ヲ增派シ益々一触発火ノ情勢ト  
ナリ結局武力衝突ニ陥ルヘクニ比シ多少時間ノ差アルノ  
ミナルヘク三ハ何トカ暫定的取極ニ依リ一時局面ヲ彌縫シ  
同時ニ百方努力平和ノ間ニ我目的ヲ達成セントスルニ在リ  
昨日往電一一三四号ハ正ニ其ノ積リナリ政府ニ於テ御不満  
ハ抨察スルニ余リアルカ本使ノ觀ル所ニテハ滿州事變ニ引  
続キ支那事變四年ヲ越ヘ國力疲弊シタル時更ニ長期ノ大戦  
争ヲ敢テスルハ決シテ時機ヲ得タルモノニアラス此ノ際  
give and takeヲ以テ一時ノtruceヲ策スルハ更ニ他日ノ  
雄飛ノ前提ナリト思料スル次第ナリ

ル趣ナリ

372 昭和16年11月19日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

### 交渉進捗状況に伴う在米邦人引揚船回航に し意見具申

ワシントン 11月19日後発

第一一四〇号（極秘、館長符号）

貴電第七九一号ニ閲シ

(一) 貴電第七三六号本月二十五日ノ期日ハ絶対不変更ノモ  
ノト了解シ當方トシテモ万事右ニ基キ措置シ居リ又貴大  
臣ノ英大使ニ対スル御話（貴電第七六三号）ノ次第モア

リ米側ニ対シテハ十日間以内位ニ是非共具体的ノ回答ヲ  
得度ク夫レ以上ノ遷延ハ交渉継続ヲ不可能ナラシムル惧  
アリトノ趣旨ヲ仄メカシ先方ノ回答ヲ迫リツツアル際二  
十五、六日頃日本ヲ出帆スル船ヲ出スト云フカ如キ悠長  
ナル申入ヲ為スコトハ折角當方ノ示シ居ル堅キ決意ヲ疑

ハシメ速急妥結ヲ迫リ居ル政府ノ御趣旨ニモ反シ面白カ  
上

昨日電報追補トシテ忌憚ナク卑見具申ス

総理大臣へ御伝へ請フ

371 昭和16年11月19日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

### 仮印撤兵の意思表示あるときは米国側も対日 石油輸出を行う旨の米国閣僚談話について

ワシントン 11月19日後発

第一一三七号（極秘、館長符号）

往電第一一三五号ニ閲シ

更ニ十九日朝「ビショップ・ウォルシュ」某閣僚ノ旨ヲ受  
ケ兩人々來訪大統領以下ハ愈日米妥結ノ決意ヲ為シ我方カ  
今日ニモ仮印撤兵ノ意思ヲ表明セハ（will withdraw）「ハ  
ル」ハ即座ニ石油ヲ輸出スヘキコトヲ約束シ右ヲ切懸トシ  
テ急速ニ問題ヲ解決シタキ積リナルニ付右撤兵意思ノ表明  
方懇意シ來レリ勿論意思表明ノ上ハ直ニ誠意ヲ以テ之ヲ実  
行スルノ要アル次第二付重ネテ為念尚支那大使ニ対シテハ  
昨十八日夜「ハル」ヨリ愈日米妥結ノ見込アル旨申渡シタ  
昨十八日夜「ハル」ヨリ愈日米妥結ノ見込アル旨申渡シタ

ラスト認メラルニ付御再考相煩度シ若シ右不可能ナラ  
ハ當方ニ於テハ少クトモ茲四、五日交渉ノ模様ヲ見タル  
上申入ルルコト致度シ右御詮議ノ上何分ノ儀御回電相  
煩度シ

(二) 商社関係者ノ帰国希望者ハ現在ノ所配船ヲ必要トスル  
程多カラサル様思ハルルノミナラス巴奈馬邦人引揚ノ為  
ナラハ南米廻航ヲ可トスヘキヤニ存セラル  
(三) 尚愈本船廻航御決定ノ場合館員家族帰国ニ付テハ問題  
ナキモ会社員全部帰国セシムル御方針ナラハ倫敦ニ於ケ  
ル事例ノ如ク在本邦本社ニ御申渡ノ上本社ヨリ出先宛指  
示セシムルコト必要ト存スルニ付御考慮置キ相成度シ

373 昭和16年11月20日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

### 「乙案」提示方訓令

本 省 11月20日前0時30分発

第七九八号（館長符号）

御来示ノ方式ノ「日本ノ平和的政策ヲ一層明確ニシタル上

ニテ」ナル条件ハ三国条約問題ヲ当然予想シ居ルモノト察セラレ決シテ日本カ南部仮印ヨリ撤兵シ米国ハ凍結令前ノ状態ニ還ルト云フタケノモノニアラス米国側ニ於テハ相当煩雜ナル条件ヲ持出シ来ル余地アリ他方我国内情勢ハ南部仮印撤兵ヲ条件トシテ単ニ凍結前ノ状態ニ復帰スト云フカ如キ保障ノミニテハ到底現下ノ切迫セル局面ヲ收拾シ難ク少クトモ乙案程度ノ解決案ヲ必要トスル次第ナリ情勢右ノ如ク差迫リ居ルヲ以テ貴電私案ノ如キ程度ノ案ヲ以テ情勢緩和ノ手ヲ打チタル上更ニ話合ヲ進ムルカ如キ余裕ハ絶無ナリ旁々貴大使カ當方ト事前ノ打合セナク貴電私案ヲ提示セラレタルハ国内ノ機微ナル事情ニ顧ミ遺憾トスル所ニシテ却ツテ交渉ノ遷延乃至不成立ニ導クモノト云フノ外ナシ仍而貴使ハ此際右私案二対シ當方ヨリ修正訓令ニ接シタリトテ往電第七九九号、第八〇〇号及第八〇一号御参照ノ上次回ノ会見ニ於テ乙案御提示相成度ク尚右ハ帝国政府ノ最終案ニシテ絶対ニ此ノ上讓歩ノ余地無ク右ニテ米側ノ応諾ヲ得サル限り交渉決裂スルモ致シ方ナキ次第二付右篤ト御含ミノ上方善ノ御努力ヲ払ハレ度シ尚貴電第一一三三号及第一一三四号御来示ノ次第ハアルモ

ハ大所高所ヨリスル政治的解決ニヨリ最悪ノ場合ヲ回避スル為メ絶対必要ナル数項目ニ付大至急協定ヲ遂ケ先ツ以テ戦争勃発ノ危険ヲ防止スルコト唯一絶対ノ解決法ト思考セラル就テハ貴大使ハ往電第七八〇号中ヨリ6（通商無差別）及

7（三国条約）ヲ削除シ5ノ第二項トシテ往電第八〇一号ヲ追加セルモノヲ「ハル」長官ニ手交セラレ右ハ從來両国間ノ重要懸案タリシ国際通商上ノ無差別待遇問題、三国条約問題ヲ「ドロップ」シ支那駐兵問題ハ米国側ノ意向ニモ顧ミ之ヲ日支間ノ話合トナシ以テ緊迫セル空氣ノ緩和ヲ図ラントスルモノナルコト又5ノ第二項南部仮印ヨリ北部ヘノ移駐ハ我方トシテハ急速妥結ノ為メ敢テ提案セントスル極メテ重要ナル讓歩ナルコトヲ強調セラレ破局ヲ救フ為メ急速（右ハ一週間に内ト御承知アリタシ）ニ「ル」大統領ノ決裁ヲ経テ調印ヲ了スル様御申入アリ度シ

尚先方カ強テ主張スルニ於テハ往電第七八〇号6及7（通商無差別及三国条約）ヲ挿入方同意セラレ差支ナキモ本ニ問題ニ対スル我方ノ態度ハ6（無差別原則）ニ関シテハ貴電第一一二九号ノ次第ハアルモ往電第七八四号ハ変更シ得

本件交渉ハ當方訓令ノ範囲内ニ於テノミ受諾可能ナルニ付右特ニ申進ス

374 昭和16年11月20日 東郷外務大臣より在米國野村大使宛（電報）

「乙案」提示に際し同案の修正方訓令

別電 一一月二〇日付東郷外務大臣より在米國野村大使宛第八〇〇号

修正「乙案」の説明

本省 11月20日前0時30分發  
第七九九号（大至急、館長符号）

Very urgent

貴電第一〇九六号日米共同宣言案ハ帝国政府ニ於テ受諾ヲ困難トスル点多々アルハ既ニ電報セル通りナル處同電中互惠通商條約ニ関スル「ハル」長官ノ提唱ハ同氏多年ノ主張トシテ一應首肯セラルルモ同時ニ國務省支那専門家達ノ意見モ多分ニ織込マレ居ルモノト察ス而シテ余り細密ニ涉ル案ヲ一々論議スルニ於テハ到底短時日間（往電第七三六号）ニ妥結ニ達スルコト不可能ト断セサルヲ得ス事茲ニ至リテ

ス（「ハル」モ支那ニ於ケル差当リノ諸問題ハ余り眼中ニ置キ居ラサル如キヲ以テ on the understanding 以下ヲ削除スルコトヲ固執セサルモノト思考ス）又7（三国条約）ニ關シテハ別電第八〇〇号末項ノ通リナリ

（別電）

本省 11月20日 発

第八〇〇号（館長符号）

往電第七九九号ニ関シ

往電第七八〇号ノ

一、ニ関シ南東亞細亞及南太平洋トセルハ蘭領印度、泰ヲ

含ムモ支那ハ含マス

三、ノ第二項ニ関シ所要量ハ今次取極調印前ニ両国政府協議決定方希望ス

四、ハ米国ノ援蔣行為停止ヲモ意味スルモノト御含ミ置アリ度シ

五、ニ関シ第二項（往電第八〇一号）ハ協定急速妥結ノ為

メ敢テ提議セントスル極メテ重要ナル讓歩ナリ

六、ニ関シ我方ニ於テ独リ支那ノミニ通商無差別ノ原則カ

行ハルルコトヲ容認シ得サルハ往電第七八四号ノ通リナ  
リ  
セラレ差支ナシ（但シ本項説明ハ協定成立ノ見込付ク迄  
ハ之ヲ差控ヘラレ度シ）

ヤニ関シテハ帝国カ三國條約ニ於ケル他締約国ノ解釈ニ

拘束セラルルコトナク解釈シ得ルモノナルコトアリタリヤ否  
約中ニハ何等ノ秘密協定モ存在シ居ラサルコトヲ明カニ

セラレ差支ナシ（但シ本項説明ハ協定成立ノ見込付ク迄  
ハ之ヲ差控ヘラレ度シ）

375 昭和16年11月20日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛（電報）  
〔乙案〕に挿入すべき南部仏印撤兵に関する条項  
ヒトコト  
本 省 11月20日前0時30分発

第八〇一號（大至急、館長符号）  
very urgent  
The Government of Japan declares that it is  
prepared to remove the Japanese troops now stationed

in the southern part of French Indo-China to the

northern part of the said territory upon the conclusion of  
the present agreement.

376 昭和16年11月20日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛（電報）  
野村大使の試案拒否について

377 昭和16年11月20日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）  
〔乙案〕を米国國務長官に提示について

貴電第一一三六号ハ往電第七九八号ト行違ヒタルモノト認  
メラルル處當方事情ハ右往電記載ノ通りニテ貴方試案ニテ  
ハ遺憾乍ラ時局收拾ヲ計ルニ足ラス依テ往電第七九八号未  
段ノ趣旨ニヨリ至急話ヲ進メラルル他ニハ局面打開ノ途ナ  
キニ付右ニ御承知相成度總理ニ於テモ右ニ全然同意見ナル  
ニ付為念

第八〇一號（大至急、館長符号）  
本 省 11月20日後9時30分発

in the southern part of French Indo-China to the

northern part of the said territory upon the conclusion of  
the present agreement.

第一一四五号（館長符号扱）

ワシントン 11月20日後発  
本 省 11月21日前着  
第一一四四号（極秘、館長符号）

二十日正午本使來栖大使ト同道「ハル」長官ヲ國務省ニ往  
訪シ約一時間半会談セリ本日ハ貴電第七九八号御訓令ニ基  
キ各項目ニ付説明ヲ加ヘタル處「ハル」ハ他ノ部分ニ付テ  
ハ左シタル意見ヲ挾マサリシモ日支間全面和平ノ努力ヲ妨  
クルカ如キコトヲ為ササルコトニ對シテハ非常ナル難色ヲ  
示シ日本ノ政策カ平和ニ向フコト明確ニセラレサル限り援  
蔣政策打切ノ困難ナルコト恰モ英國援助ヲ打切ルカ如キモ  
ノナリトノ趣旨ヲ述ヘタルカ何レ篤ト研究ノ上何分ノ意見  
ヲ回示スヘキ旨述ヘタリ不取敢

379 昭和16年11月20日 東郷外務大臣より  
在スイス三谷隆信公使  
在トルコ栗原正大使  
在ウラジオストック太田宛（電報）  
日米交渉は樂觀を許さぬ状況の旨通報

378 昭和16年11月20日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）  
方依頼  
北米・中南米在外公館へ交渉進捗状況通報

ワシントン 11月20日後発  
本 省 11月21日前着

ハ去ル五日ノ御前會議ニ於テ日米国交調整ニ関スル根本

方策ト共ニ決定ヲ見タリ

二、日米交渉ニ付テハ公正ナル基礎ニ於ケル国交調整交渉

ヲ続行スルコトトシ七日以来折衝中ナルカ彼我ノ意見ニ

相当ノ懸隔アリ從来ノ交渉経過ニ鑑ミ交渉妥結ニ至ルヘ

キヤ否ヤ疑問ニテ我方トシテハ交渉妥結ノ為最後ノ努力

ヲ試ミ居ルモ此ノ上ノ我方ノ讓歩ハ之ヲ為シ得サル狀態

ニ在リテ前途樂觀ヲ許サス交渉不調ノ際ハ帝国ヲ繞ル情

勢ハ急転ヲ予想セラル

以上貴官限り御含ミ迄

本電宛先 瑞西、土耳古、浦潮

瑞西ヨリ仏、西、葡、瑞典、芬、南阿

土耳古ヨリ「ルーマニア」、「ブルガリア」、洪へ転電アリ度

シ

380 昭和16年11月21日 在米國野村大使より 東鄉外務大臣宛（電報）

### 「乙案」提示に際しての米国國務長官との会

談要領報告

ノ困難ナルト全然同一ナリ又一面ヨリ云へハ今日ノ事態ニ立到ル迄ニハ在支（満）米國權益カ日本ノ為ニ甚タシク迷惑ヲ蒙リ來レル事情モ存スル次第ナリ  
來栖ヨリ過日大統領ニ面接ノ際日支間ノ和平ノ問題ニ關シ大統領ハ米国ハ introducer トナルヘシトノ御話アリタルカ一方和平実現ノ為メ紹介ノ勞ヲ取ラレ乍ラ他方ニ和平実現ヲ妨害スルカ如キ援蔣行為ヲ継続セラルコトハ両立シ難キ儀ニシテ從ソテ大統領カ introducer タラント云ハル以上援蔣打切りヲ我方ヨリ申出ツルコトハ當然ノコトト存スト述ヘタリ

「ハル」ハ之ニ對シ大統領ト雖モ日本ノ根本政策カ平和的ナルコト明カトナルヘキコトヲ前提トシテ右様ノコトヲ申シタル次第ニシテ從来日本ノ有力ナル政治家カ「ヒットラー」流ノ武力拡大政策ヲ促ス意見ヲ屢々唱ヘタルニ鑑ミ米国国民トシテハ日本カ和平政策ニ立帰リタリト信スルコト困難ナリ

本使ヨリ要スルニ本日ノ提案ハ甲案ニ於テ一、三ノ点ニ於テ何等進捗セス然ルニ形勢ハ急迫ヲ告クルヲ以テ現在日米

間殊ニ南西太平洋ニ於テ緊迫セル情勢ヲ緩和シ幾分ナリト

ワシントン 11月21日前發

本 省 11月21日後着

第一一四七号（極秘、館長符号）

二十日「ハル」長官トノ会談要領左ノ通り

同日ハ米国最大休日ノ一ナル「サンクス・ギビング・デー」ニモ拘ラス「ハル」ハ会談ヲ快諾セルニ依リ本使來栖大使同道往訪セリ先ツ我方ヨリ貴電第七九八号御訓令ニ基キ各項目ニ付説明ヲ加ヘタル處「ハル」ハ他ノ部分ニ付テハ一、二質問ヲ試ミタルノミニテ左シタル意見ヲ述ヘサリシカ米

国ハ日支全面和平ノ努力ヲ妨クルカ如キ措置及行為ヲ為サ

サル旨ヲ約ストノ一項ニ對シテハ非常ナル難色ヲ示シ三国

同盟条約ニ對スル從來ノ主張ヲ縷說シ米國々民ノ頭ニ同條

約トノ關係ヨリ來ル抜クヘカラサル疑惑ノ存スル限り米國

トシテ蔣介石援助ヲ打切ルコトハ極メテ困難ナリ御承知ノ通リ現在米国ノ取り居ル建前ハ独逸ノ止マル所ヲ知ラサル

武力拡張政策ニ対抗シテ一面英國ヲ援ケ一面蔣介石ヲ助ク

ルコトニ在リ從ソテ日本ノ政策カ確然ト平和政策ニ向ヒ居

ルコトカ明確ニ了解セラルニ至ラサル限り援蔣政策ヲ変

更スルコト困難ナルコト宛モ英國援助ノ政策ヲ打切ルコト

モ友好的ナル空氣ヲ回復センカ為メ急速妥結ヲ図リタル上更ニ会談ヲ進捗セシメントスル趣旨ニ出ツルモノナルコトヲ説明シタル處「ハル」ハ御趣旨ハ充分了解スルモ右ニ述

ヘタル如キ困難アリト述ヘ更ニ自分モ貴大使等モ日米両國

民ニ對シ且又全人類ニ對シ非常ナル重責ヲ担ヒ居ルモノナ

リトテ沈痛ナル面持ヲ示シタルカ特ニ御申出ノ点ニ付テハ

充分同情的ニ研究ノ上更ニ御相談スルコト致シ度シト述

ヘタリ

381 昭和16年11月21日 在米國野村大使より 東鄉外務大臣宛（電報）

### 日米了解事項に關し英・蘭両国の保障取付け

について

別電 一一月二一日付東鄉外務大臣より在米國野村

大使宛第八一〇号

英・蘭両国との交換公文案

付記 右別電訳文

本省 11月21日後8時33分發

貴電第一〇四一號ニ閲ハ

英國關係事項ハ乙案中一、(太平洋地域ニ於ケル政治的安定)二、(蘭印ニ於ケル物資ノ獲得)三、(日米両國間ノ通商)四、(支那事變)及六、(國際通商上ニ於ケル無差別待遇)ニ関スル規定ヲ指シ和蘭關係事項ハ二及三ヲ指スモノト解セラレ度

尚冒頭電末段ニ付テハ日英、日蘭間ニ別電第八一〇號ノ如キ公文ヲ貴大使ト貴地關係國代表者トノ間ニ交換スルコト致度

(別電)

本省 11月21日後8時38分發

第八一〇號(館長符号)

(往翰)

以書翰啓上致候陳者本使ハ本国政府ノ訓令ニ依リ閣下ニ對シ本月 日日本國政府ト「アメリカ」合衆國政府トノ間ニ作成セラレタル取極写一通ヲ送付スルト共ニ左記ヲ通報スルノ光榮ヲ有シ候

本取極ハ太平洋地域ニ於ケル平和ヲ確保シ以テ世界平和ノ

(返翰)

本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候 敬具

以書翰啓上致候陳者本月 日付貴翰ヲ以テ本月 日貴國政府ト「アメリカ」合衆國政府トノ間ニ作成セラレタル相互の諒解ニ關スル取極写一通御送付相成ルト共ニ左記御通報相成敬承致候

「本取極ハ……次第二候」

本使ハ本国政府ノ訓令ニ依リ閣下ニ對シ英國政府(又ハ蘭政府)カ本取極ノ作成ノ目的ヲ諒解ノ且右目的ヲ更ニ完全ニ達成セシメンカ為本取極ノ前記條項ニ掲記セラル諒解ヲ貴我両國間ノ正式ノ諒解トシテ採択シ適用スルコトニ同意スル旨回答スルノ光榮ヲ有シ候

本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ケ敬意ヲ表シ候

敬具

(付記)

Under instructions from my Government I have the honour to transmit to Your Excellency a duplicate copy of an agreement concluded on the instant between the Government of Japan and the Government of the United States of America. The present agreement has been concluded between Japan and the United States of

「乙案」による交渉

七

恢復及増進ニ寄与スルノ目的ヲ以テ日米両國間ニ作成セラレタルモノニ有之候處帝国政府ハ前記目的ニ對シ貴國政府

ニ於ケル無差別待遇(但シ第六条カ插入サレタル場合ニ限ル)ニ對シ貴國政府ノ注意ヲ喚起致候此等ノ条項ハ夫々太平洋地域ニ於ケル政治的安定、蘭領印度ニ於ケル物資ノ獲得、日米両國間ノ通商、支那事變及國際通商上ニ於ケル無差別待遇(但シ第六条カ插入サレタル場合ニ限ル)ニ關スル方針ニ關シ相互的了解ヲ明定シタルモノニシテ右ハ貴我両國間ニ於テモ日米両國間ニ於ケルト同様両國間ノ相互的了解トンシテ採択シ適用シ得ヘキモノト思料致候仍テ帝國政府ハ本取極ノ作成ノ目的ヲ更ニ完全ニ達成セシメンカ為本取極ノ前記條項ニ掲記セラルル了解ヲ貴我両國間ノ正式ノ了解トンシテ採択シ適用スルノ用意アル旨ヲ茲ニ明カニスルト共ニ貴國政府カ之ニ同意セラレンコトヲ期待スル次第二候

本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向ツテ敬意ヲ表シ候 敬具

America for the purposes of securing peace in the Pacific area and of contributing thereby towards the restoration and furtherance of world peace. The Government of Japan, in the firm belief that your Government has the same serious concern as the Governments of Japan and the United States of America regarding the above-mentioned purposes, desires to call its attention to the contents of the present agreement —especially to Articles I, II, III, IV and VI. In these Articles is clearly stipulated the mutual understanding relative to the policies concerning political stabilization in the Pacific area, the acquisition of goods and commodities in the Netherlands East Indies, the commerce between Japan and the United States of America, the China Affair and the principle of non-discrimination in international commerce. And it is believed that the same are capable of being adopted and applied by your country and mine as a mutual understanding between our two countries as between

Japan and the United States of America.

Accordingly, the Government of Japan desires hereby to state explicitly that in order to achieve more completely the purposes for which the present agreement has been concluded, it is prepared to adopt and apply the understanding set forth in the above-mentioned Articles of the present agreement as a formal understanding between your country and mine and that it confidently expects the concurrence of your Government in this matter.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurances of my highest consideration.

I have the honour to acknowledge the receipt of your communication of the instant as follows, as well as a duplicate copy of the agreement concluded on the instant between your Government and the Government of the United States of America concerning their mutual understanding.

Under instructions from my Government I have the honour to state in reply that the British Government appreciates the purposes for which the said agreement has been concluded, and that in order to achieve more completely the said purposes it agrees to adopt and apply as a formal understanding between your country and mine the understanding as set forth in the Articles concerned of the said agreement.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurances of my highest consideration.

382 昭和16年11月21日 東郷外務大臣より 在米国野村大使宛 (電報)

「N案」の前文案に依りて

第八一一号 (館長符号) 本省 11月21日後8時46分発

乙案取極メノ場合ノ前文トシテ當方ニ於テ作成セル試案左ノ通

383 昭和16年11月22日 東郷外務大臣より 在米国野村大使宛 (電報)

大日本帝国政府及「アメリカ」合衆国政府ハ太平洋ノ平和ヲ維持セントスル強固ナル希望ニ促カサム  
両国政府ノ平和ヲ愛好スル真摯ナル決意ヲ率直ニ披瀝スル  
ノ緊要ナルヲ認メ  
左ノ相互的了解ニ到達セリ

印ヲ了スルノミナラス公文交換等ニ依リ英蘭両国ノ確約ヲ取付ケ以テ一切ノ手続完了ヲ見得ルニ於テハ夫レ迄待ツコトニ取計ラヒタク就テハ右期日ハ此ノ上ノ変更ハ絶対不可能リシテ其ノ後ノ情勢ハ自動的ニ進展スルノ他ナキニ付キ如上ノ次第篤ト御含ミノ上交渉完結ニ付キ充全ノ御努力相成度シ

右嚴ニ両大使限りノ御含マシ

露呈を二九日までに訖アすべく交渉督促方訓令

本省 11月22日後1時10分発

第八一二号 (館長符号)

very urgent

両大使へ

往電第七二六号ノ期日ハ変更シ難キモノナルコト御承知ノ

通リナルカ貴方ニ於テモ折角御努力中ニモアリ又帝国政府トシテモ既定方針ヲ堅持シツツ最後迄情理ヲ尽クシテ局面收拾ニ最善ノ努力ヲ傾ケ以テ能フ限り日米国交ノ破局ヲ阻止シ度キヲ以テ御想像ニ余ル絶大ナル困難アリタルニモ拘ラヌ茲ニ「四日中ニ日米間ノ話合ヲ完了シ」十九日迄ニ調

384 昭和16年11月22日 東郷外務大臣より 在米国野村大使宛 (電報)

米國側へ提示の「N案」の内容に依る確認

本省 11月22日後11時45分発

第八一七号 (大至急、館長符号)

貴電第一一四四号ニ関シ

二十日貴大使ヨリ提示サレタル乙案ハ(五)ノ第一項 (仮印南部ヨリ北部ヘノ軍隊移駐)ヲ挿入シ(△) (無差別待遇) 及(七)(三) (国条約)ヲ除キタル案ト認ムル処右ニ相違ナキヤ尚米国側ニ於テハ(六)及(七)カ削除サレ居ルコトニ付特ニ言及セラリシヤ為念折返シ回電アリ度

ツアル一方日本政治家ノ言論及新聞論調等ハ全ク之ト反対  
ノ方向ニ走リオルヤニ見受ケラレ日本ノ真意甚タ不可解ナ  
勿論歓迎スル所ニシテ通商關係ノ常態復帰ノ如キ喜ンテ之  
ニ協力スヘキモ日本カ特使迄派シテ平和的意図ヲ表明シツ

貴電第八一七号（十一月二十日野村大使ヨリ米側ニ提示セ  
ル乙案ノ内容照会ノ件）ニ関シ  
前段（五）ノ二項挿入、（六）、（七）削除ノ点ニ関シテハ御来示  
ノ通措置セリ又後段（六及七）削除ニ付米側言及ノ有無）ニ  
関シテハ往電第一一四七号（二十日「ハル」トノ会談）会  
見ノ際ハ先方ニ於テ特ニ言及セサリシモノ追テ研究ノ上何等  
意見ヲ述フルコトアルヘシ  
尚本使來栖大使ト共ニ本二十二日午後八時先方ノ求メニ依  
リ「ハル」長官ト自邸ニ於テ会見ノ筈

「乙案」に関する米国國務長官との会談要領  
報告

ワシントン 11月22日後発  
本 省 11月23日前着

平提議（簡単ナルヲ可トス）ヲ往電第八一一号期日迄ニ実  
現セシムル様御努力アリ度シ

昭和16年11月23日 在米國野村大使  
東郷外務大臣宛（電報）

387 昭和16年11月23日 在米國野村大使  
東郷外務大臣宛（電報）

第一一五八号（大至急、極秘、館長符号）  
貴電第八一七号（十一月二十日野村大使ヨリ米側ニ提示セ  
ル乙案ノ内容照会ノ件）ニ関シ  
前段（五）ノ二項挿入、（六）、（七）削除ノ点ニ関シテハ御来示  
ノ通措置セリ又後段（六及七）削除ニ付米側言及ノ有無）ニ  
関シテハ往電第一一四七号（二十日「ハル」トノ会談）会  
見ノ際ハ先方ニ於テ特ニ言及セサリシモノ追テ研究ノ上何等  
意見ヲ述フルコトアルヘシ  
尚本使來栖大使ト共ニ本二十二日午後八時先方ノ求メニ依  
リ「ハル」長官ト自邸ニ於テ会見ノ筈

386 昭和16年11月23日 東郷外務大臣より  
在米國野村大使宛（電報）

「米國大統領の「紹介」による日支和平督促方  
very urgent

次ニ當方ヨリ英、豪、蘭等ノ意向ハ兎ニ角トシ米国自身ノ  
我方提案ニ對スル意向如何ト尋ネタルニ對シ項目ヲ追ツテ  
ノ答弁ハ恰モ要求ト認メ渋面ヲ呈シ之ヲ避ケタルモ要スル

385 昭和16年11月22日 在米國野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

米国側へ提示の「乙案」につき回答

訓令 本 省 11月23日前0時10分発  
第八一六号（館長符号）

Very urgent

米国側ハ乙案第四項ノ日支和平ニ関スル努力ヲ妨碍セサル  
コトヲ確約スルニ難色アルカ如キ處我方ハ乙案ト同時ニ  
「ローズベルト」大統領ヲ紹介者トスルニ異存ナキ次第ナ  
ルニヨリ其ノ橋渡シニ依リ去ル十二日ノ米側提案（乙号）  
ノ趣旨ニ基キ支那ヲシテ日本ニ対シ友誼ヲ披瀝セシメ以テ  
日支和平直接交渉ヲ開始セントスルモノナル處右交渉ノ開  
始ト共ニ日支間ニ停戦協定成立予想セラルルヲ以テ米国ノ  
援蒋行為モ實際上其ノ必要ヲ失フニ至ルヘキモノナリトノ依テ  
「ロ」大統領ノ行フヘキ右橋渡シノ結果蔣介石ヨリ和平ヲ  
提議セシメ米国政府ハ之ニ対応シテ日支友好關係確立ヲ希  
望スル見地ヨリ日支ノ和平ニ関スル努力ヲ支持スヘク之力  
支援トナルカ如キ行為ハ差控フルモノナリトノ趣旨ヲ明カ  
ニスルコトハ當然ノコトト云フヘシ  
就チハ貴大使ハ米側ヲシテ乙案第四項ヲ受諾セシムルト  
ニ本交渉妥結ノ場合ニハ右大統領ノ紹介ニ依ル蔣介石ノ和  
ニスルコトハ当然ノコトト云フヘシ  
ル点アルコト及凍結令実施ニ至ル迄ノ日本ノ石油輸入量カ  
急速度ヲ以テ激増ヲ重不來リ平和的意図ニノミ使用セラル  
モノニ非スシテ海軍ニ於テ貯有シツツアル等ノ指摘アリ  
且「エンバーゴー」解除ハ徐々ニ之ヲ行フコト可然等ノ意  
見アリタルカ關係大公使ハ何レモ本国政府ニ稟請月曜日迄  
ニ回訓ヲ得ルコトナリ居ルヲ以テ其ノ上ニテ更ニ改メテ  
何分ノ儀回答スヘシト述ヘ日本ニ於ケル言論最近ノ傾向ニ  
関シ多大ノ関心ヲ表明シ日本政府ノ平和的意図闡明（バレ  
ンタイン）ハ外国新聞記者等ヲ通シタル對外的宣傳ヨリハ  
寧口日本國民ニ對スル政府首腦部ノ誠意カ海外ニ伝達セラ  
ルルコト効果大ナルヘシト述フカ米側輿論ヲシテ對日妥  
結ヲ承服セシムル上ニ頗ル重要ナルコトヲ力説シ本來開戦  
已ムヲ得サル場合ニ於テスラ前日迄平和ヲ攻究スルコトコ  
ソ政治家ノ道ナラスヤト迄極言シ大統領及自分カ五回平和  
政策ヲ闡明スルニ對シセメテ一回ニテモ呼応セラレタキモ  
ノナリト述ヘタリ

次ニ當方ヨリ英、豪、蘭等ノ意向ハ兎ニ角トシ米国自身ノ  
我方提案ニ對スル意向如何ト尋ネタルニ對シ項目ヲ追ツテ  
ノ答弁ハ恰モ要求ト認メ渋面ヲ呈シ之ヲ避ケタルモ要スル

ニ米及英、豪等ノ欲スル所ハ南太平洋方面ノ緊迫セル現状ヲ解消シ同方面ニ抑制セラレオル勢力ヲ他ニ活用シ得ルコトヲ切望シ居ル次第ニシテ此ノ点ヨリ見テ我方提案ハ遺憾乍ラ充分トハ認メラスト述ヘ  
本使ヨリ北仏印ノ兵力結集カ重慶ノ活路ヲ遮断スル目的ヲ以テ主トシテ雲南方面ニ向ケラレオルモノニシテ南太平洋地域ニ脅威ヲ及ホサントスルモノニアラサルコトヲ指摘シ來栖ヨリ我方案ノ受諾カ自然米始メ各國ノ希望スルカ如キ事態ヲ馳致スヘキ端緒トナルヘキヲ述ヘタルニ対シ各國ノ欲スル所ハ局面ノ急速ナル転換ニ存スル旨ヲ応酬セリ又通常態復帰ニ關シテモ先ツ差当リ漸進ヲ可トスヘキモ右ハ日本ノ平和的意図明確トナルニ至ラハ數日ニシテ急転回ヲ見ルニ至ルヘシト述ヘ援蔣行為打切りノ点ニ關シ斯米國ノ橋渡シヲ為スヘキ場合ヲモ考慮シ予メ日本ニ対シ斯ノ如キ約束ヲ為スニ於テハ公平ナル紹介者タルヲ得サルコトトナルヘク又交渉開始ト共ニ之ヲ打切ルコトトセハ斯ル約束ヲ為スモ其ノ価値少ナカルヘクドノ道所謂蔣介石援助カ宣伝セラルル程大シタモノニアラサルニ鑑ミ右条項ノ挿入ハ先ツ當面ノ問題ノ解決ニ依リ急迫セル事態ヲ改善シ更來栖ヨリ  
第一一六〇号（極秘、館長符号）  
往電第一一五九号ニ関シ  
ト約三十分ニ亘リ私的会談ヲ遂ケタルカ長官ハ三國条約ノ問題ニ関シ本使カ十八日会談ノ際同条約ヲ out shine スルカ如キ重要ナル協定云々ト述ヘタル点ハ「ハル」モ頗ル妙案ト思考スル次第ナルカ「ハ」ハ日米両国カ太平洋平和維持ノ為ニ協力シ以テ世界平和建設ニ貢献スルハ其ノ衷心ヨリ念願トスル所ニシテ嘗テ倫敦経済會議ノ際石井子爵、深井英五氏等ノ日本代表ト肩ヲ並ヘテ通商自由ノ為メ戦ヒタルハ今猶欣快ナル記憶トシテ保有シツツアル次第ナリ「ハ」ハ本来日本カ東亞ノ指導國タルコトモ極メテ当然ト思考シリ又表現聊カギコチナキ点ハ別トシ所謂大東亞共榮圏ノ理念モ亦理解ニ吝カラス日本カ武力ニ依ル他国制圧ヲ以テ之ヲ達成セントスルモノニ非ス自分トシテハ日露戦争直後日本両国カ一方ハ東亞ニ於テ他方ハ西半球ニ於テ夫々指導的地位ヲ保持シツツ親善協力ノ關係ニ在リタルカ如キ時代ノ

構ヘヲ以テ太平洋平和協定ヲ結フト同時ニ日本ハ三国條約再現ヲ欲シテ已マサル次第ナリト述ヘ今日両國カ右様ノ心カ右協定ノ実施ヲ妨害スルモノニ非サルコトヲ闡明セラルルモ亦一ノ行キ方ニアラスヤト信スト述ヘ居リタリ事態切迫、乙案ニ対スル米側ノ諾否如何ニ依リ交渉ノ決裂已ムヲ得スト迄セラレツツアル今日ニ及ヒ右様構想ノ検討ハ或ハ迂遠ニ失スヘキモ何ノ道冒頭往電予想ノ通り月曜日（二十四日）「ハル」ヨリ太平洋協定ニ關シ何等カ申出来ル場合モ有之ヘキニ付或ハ此際打開策トシテ右御利用ノ御考ヘ等モアラハ至急何分ノ儀御回電アリタシ

〔乙案〕に関する米国國務長官との会談要旨追加報告

昭和16年11月23日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

389

ワシントン 11月23日後発  
本省 11月24日前着  
第一一六一號（極秘、館長符號）  
往電第一一六〇號ニ関シ

本使ヨリ北仏印ノ兵力結集カ重慶ノ活路ヲ遮断スル目的ヲ  
以テ主トシテ雲南方面ニ向ケラレオルモノニシテ南太平洋  
地域ニ脅威ヲ及ホサントスルモノニアラサルコトヲ指摘シ  
來栖ヨリ我方案ノ受諾カ自然米始メ各國ノ希望スルカ如キ  
事態ヲ馴致スヘキ端緒トナルヘキヲ述ヘタルニ対シ各國ノ  
欲スル所ハ局面ノ急速ナル転換ニ存スル旨ヲ応酬セリ  
又通商常態復帰ニ関シテモ先ツ差当リ漸進ヲ可トスヘキモ  
右ハ日本ノ平和的意図明確トナルニ至ラハ數日ニシテ急転  
回ヲ見ルニ至ルヘシト述ヘ援蔣行為打切りノ点ニ關シテハ  
米國ノ橋渡シヲ為スヘキ場合ヲモ考慮シ予メ日本ニ対シ斯  
約束ヲ為スモ其ノ価値少ナカルヘクドノ道所謂蔣介石援助  
カ宣伝セラルル程大シタモノニアラサルニ鑑ミ右条項ノ挿  
入ハ先ツ當面ノ問題ノ解決ニ依リ急迫セル事態ヲ改善シ更

昭和16年11月23日  
在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛（電報）

ニ進ンテ根本的解決ニ達セントスル日本側提案ノ御趣旨ニ  
モ鑑ミ承服シ難シト答ヘタリ  
尚大統領ノ橋渡シハ今日ハ時機未タ熟スルニ至ラサル旨ノ  
答アリタリ

何レ月曜日米側ヨリ何等対策提示アルコト信スルモ之ト  
共ニ恐ラク太平洋ノ平和維持及通商促進ヲ目標トセル何等  
カノ提案ニ我方ノ参加ヲ求メ来ルヘキヤニ認メラレタルヲ  
以テ不取敢本使ヨリ目下ノ懸案ハ特ニ先ツ之ヲ日米間ノ協  
定トシ他国ヲシテ之ニ参加セシムルノ形式ヲ取ルノ要アル  
ヘシ來栖ヨリ右ヲ何等カ集團機構的ノモノタラシメ多數決  
ニ依リ我方ヲ vote down セントスルカ如キ仕組トナルニ  
於テハ我方ハ到底之ニ応諾セサルヘシト述ヘオキタリ

二十二日夜ノ話ハ要スルニ日本カ平和政策ニ出ツル以上日米貿易ヲ漸次恢復スヘシ関係国ヲシテ協力セシムル点ハ昨日其ノ代表者ト充分ナル協議ヲ為シタルカ月曜日迄ニ彼等ハ本国ト打合ヲ為シタル上更ニ協議スル次第ニテ國務長官ハ自分ノ力ニモ限リアリ夫レ以上ノコトハ不可能ナル旨申シタリ東京ノ督促急ナル理由ヲ認メツツアルモ又數日待タレヌ理由ナシト信スルカ如シ病床ニ在リシ胡適モ昨日協議ノ終末ニ馳セ参シタル由ナリ

長官ニ於テハ今直ニ日支橋渡シヲ為ス意向ナク又援蔣打切リハ困難ト為シツツアリ但今日ト雖モ援蔣ノ程度ハ大シタモノニアラス平和政策ノ進展次第右ノ件々ハ發展ヲ見得ルカ如キ態度ニシテ只今ノ所支那問題ヲ後廻ハシニ取扱ハントシツツアルモ他方面ノ確実ナル情報ニ依レハ所要期間ノ駐兵ハ要スルニ無期限駐兵ニシテ四、五年ヲ一期トシテ更ニ其ノ後ノ情勢ニ依ルコトトスルナラハ別段異議ノ理由ナカラシモ無期限ニテハ非併合及主権尊重ノ主義ニ背馳スルモノト見アルカ如シ（七月予備交渉進行中仮印進駐ヲ見當時会談中絶シタルヲ遺憾トスル旨繰返ヘシ今度モ夫レト類似ノコトナキコトヲ間接ニ警告シツツアリ）

390 昭和16年11月24日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛（電報）  
「乙案」の徹底方訓令  
本 省 11月24日後7時10分発  
第八二一号（館長符号）

very urengent

側ヲ説得相成度シ

三、我方カ乙案ニ依ル妥結ヲ求ムルニ対シ米側カ「ディマンド」ナリト称スルハ誤解ニシテ當方ハ事態ノ切迫ニ鑑ミ只管急速妥結ヲ希望スルノミニテ他意ナキコト勿論ノ儀ナルカ此ノ点ヨリ云フモ米側カ英、豪、蘭等ヲ誘ヒ集團的機構ニ導カントスル傾向ハ警戒ヲ要スヘク貴方御応酬ノ通り日米諒解成立ニ伴ヒ爾余ノ関係国ヲシテ往電第七三一号ノ趣旨ニテ之ニ同調セシムルコトト致シ度シ

貴電第一一五九号及一一六一号ニ閲シ  
一、米側及英豪蘭諸国ニ於テハ南部仏印撤兵ノミヲ以テハ不満足ナリトナシ居ルカ如キ處右ハ當方ニ於テハ局面打開ノ為メ真ニ難キヲ忍ヒテ敢テセル提案ニシテ右以上ノ讓歩ハ絶対不可能ナリ

二、當方ノ期待スル所ハ單ニ貴電ノ日米貿易恢復乃至凍結令実施前ノ状態ヘノ復帰ニ止マラサルコトハ往電第七九

八号申進ノ通りニテ乙案包含ノ事項ハ第六及第七項以外

全部実現ヲ要スル次第ナリ從ツテ援蔣行為停止ハ（蘭印物資確保及米国ノ対日石油供給ト共ニ）絶対不可欠ノ要件ニシテ右ハ帝国ノ公正妥当ナル要求ナルニ鑑ミ米国政

府ニシテ之ヲシモ認メ難シトスルハ當方ノ甚タ理解ニ苦シム所ナリ就テハ往電第八一六号ノ趣旨ヲ以テ重ネテ米

南部仏印ヨリ北部へ移駐ニテハ南西太平洋ノ形勢緩和ニ効ナク関係諸国ハ皆之ニ牽制セラレ兵力カ凍結セラルコト今日ト余リ異ラサル様云々スルヲ以テ自分ノ軍事眼ヲ以テスレハ之レ極メテ大ナル譲歩ニシテ同方面ニ至大ノ貢献ヲ為スヘシト説明セル處長官ハ会談ノ内容ハ只自分ノミニ止マリ他ノ何人ニモ干与セシメス（後刻一、二有力ナル上院議員ニ話シタント申セリ）從ツテ軍事上ノコトハ克ク解ラヌト云フ態度ナリ

本使乙案ノ前書ヲ示シ逐条諾否ヲ質サントシタル處長官ハ乙案ヲ以テ対米「デマンド」ト感スルモノノ如ク極メテ不興ニテ要求セラル理由ナク自分ハ斯ク迄モ努力シツツアルニ拘ラス遮ニ無ニ当方諾否ノ決定ヲノミ追ラルカ如キ只今ノオ話ニハ失望（discourage）スル旨述ヘタリ本使等ハ沈着ヲ旨トシ折衝ニ当リ激スル様ノコトハ無之先方亦然リ而シテ長官ハ自ラ米国ハ平和ノ中道ヲ進ミツツアル前提ノ下ニ折衝シツツアリテ日本モ亦米ノ和平政策ニ同調センコトヲ希望シツツアリ

391 昭和16年11月24日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛（電報）

日米国大使との会談について

本 省 11月24日 発

第八二二号（館長符号）

往電第八二一号ニ閲シ

二十三日在京米国大使ノ來訪ヲ求メ冒頭往電ノ趣旨ニヨリ説明ヲ加ヘ置キタルカ尚其ノ際南部仏印日本軍隊ノ北部移駐カ軍事的ニモ重要意義ヲ有スルコト北部仏印進駐ハ元來

支那事変処理ト関連シ行ハレタルモノニシテ南部進駐ト共  
ニ英米側ハ資産凍結ヲ実施セル経緯ナルコトヲ述へ而シテ  
全面的撤兵ハ今日ノ所絶対不可能ナルコト又支那問題ニ付  
米大統領カ紹介者トシテ蔣介石ヲシテ日本ニ対シテ和平ヲ  
提議セシメ日本カ之ニ応シテ交渉ニ入ル際我方ニ於テ米国  
カ和平ノ努力ヲ妨碍セサルヘキコトヲ要求スルハ当然ノ儀  
ナルノミナラス右カ解決ノ最善唯一ノ方法ナリ尚此点ヲ明  
確ニセスシテ日米交渉ヲ取纏ムルハ日本ノ国民感情上ヨリ  
モ之レ亦絶対不可能ニシテ米国カ此点ヲ承諾セサルハ理解  
シ難キ旨ヲ述へ我方ノ新提案ハ本大臣トシテハ米国ノ和平  
政策ニ協調スル見地ヨリ最大ノ尽力ヲ以テ日本側ノ希望条  
項ヲ減少（「リデュース」）シ事態ヲ簡明ニセント努メタル  
モノニテ本交渉成立ノ上ハ右ノ趣旨ニテ日本ノ政策ハ益々  
之ヲ平和的ニ進メ度キ意向ナリトノ趣旨ヲ付加シ置キタル  
カ同大使ハ早速右ヲ本国政府ニ電報スヘシトテ辞去セリ  
~~~~~  
昭和16年11月24日 東郷外務大臣より
在米国野村大使宛（電報）

調印完了予定日は東京時間一月二九日の旨

394 省 11月25日 発
昭和16年11月25日 各在外公館長宛（電報）

日本 11月25日 発
合第二四一四号（大至急、館長符号）

日米交渉進捗状況につき通報

1、野村大使ハ「ハル」國務長官及「ルーズベルト」大統領ニ対シ從來ノ我方案ニ新内閣成立後多少修正ヲ加ヘタル新提案ヲ提出シ交渉ハ本月初旬以来華府ニ於テ「ル」大統領及「ハ」長官ト野村大使間ニ行ハレ（來栖大使モ十七日ヨリ参加）オルノミナラス東京ニ於テモ本大臣ヨリ米英大使ニ対シ急速解決ノ要アル旨力説シツツアル處米側ハ右案ニ対スル諾否ヲ明ニスルニ先チ帝國政府ノ平和的意図ニ關スル確言ヲ求ムルト共ニ其ノ他ノ原則的問題ニ付テモ予メ我方ハ二十日更ニ南西太平洋方面ノ事態ヲ緩和シ以テ目睫ニ迫リツツアル太平洋ノ危機ヲ回避スル為メノ我方最終案ヲ提示シ其後米国側ハ英、豪、蘭及

395 省 11月26日後着
昭和16年11月25日 在米国野村大使より
英・蘭両国との交換公文英文案作成方請訓
ワシントン 11月25日後発

第一一六九号（大至急、極秘、館長符号）

* 第八二三号（館長符号） 本省 11月24日 発
兩大使ヘ
往電第八一二号ノ期日ハ東京時間ナリ
為念

393 省 11月25日前着
昭和16年11月24日 在米国野村大使より
東郷外務大臣宛（電報）

第一一六六号（極秘、館長符号） 本省 11月24日後発
往電第一一六〇号ニ関シ
「バランタイン」ヨリ関係国代表者中未夕回訓ニ接セサルモノアルニ付本二十四日ニ予定シオリタル本使及来栖大使ト「ハル」長官トノ会見ハ明二十五日中ニ行ヒ度キ旨長官ノ命ニ依リ通報シ越シタリ右不取敢
~~~~~

貴電第八一〇号ニ関シ

本件書翰英文貴方ニ於テ御作成ノ上折返シ御回電請フ

~~~~~

396

昭和16年11月25日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

「N案」前文の英文検討方請訓

別電

一一月二十五日付在米国野村大使より東郷外務

大臣宛第一一七一號

「N案」前文の英文

第一一七〇号(極秘、館長符号)
貴電第八一一号ニ関シ
乙案前文英文ハ別電第一一七一号ノ通ニテ差支ナキヤ折返
シ御回電請フ

(別電)

ワシントン 11月25日後発
本省 11月26日後着

テモ一切外部ヘノ發表ヲ差控ヘ國務省側亦本件新聞記者会

見ニハ相當慎重ヲ期シ居リ從テ邦人記者ハ憶測ニ依ル當國新聞記事ニ依リ種々交渉経過ヲ打電シ居ル程度ナル處中ニハ本社ヨリノ督促ニテ無益トハ思惟シツモ特ニ紐育ヨリ來華シ居ル者一、三アリ且ツ記者自身本社ニ対スル手前乃至其ノ命令ニ依リ無意味ナル競争ヲ続ケ居ル旨述懐シ居ル程ニテ此ノ際徒ラニ「ニュース」本位ヨリ不確実ナル情報ヲ供給セシムルハ當方交渉促進上ニモ將又我方対内關係ニモ悪影響ナキヲ保シ難キニ付右事情ヲ御含ミノ上本省ヨリ関係新聞社ニ対シ本交渉ニ関シテハ特派員ニ徒ラニ通信ノ多キヲ求メ無用ノ競争ヲ強ヒサル様ニ応御注意相成り出来得レハ特派員ニモ本社ヨリ右「ライン」ニテ何等ノ指令ヲ發セシメ得レハ好都合ナリ

~~~~~

398 昭和16年11月25日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

「N案」に対する米國側回答遲延について

ワシントン 11月25日後発

本省 11月26日後着

第一一七一號(極秘、館長符号)

The Government of Japan and the Government of the United States of America,

animated by the ardent desire to maintain the

peace in the Pacific,

recognizing the urgent necessity of elucidating the sincere determination of both Governments to promote

peace,

have agreed upon the following mutual understanding:

397 昭和16年11月25日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

ワシントン 11月25日後発  
本省 11月26日後着

第一一七七号(大至急、館長符号扱)  
貴電第七九二号ニ関シ  
当館ニ於テハ日米交渉ニ付テハ其ノ内容ハ勿論見透等ニ付

第一一七八号(極秘、館長符号)

本日午前先方ノ都合ヲ問合セタル処會議中ニテ午後何分ノ回答スヘシトノコトナリシニ付午後更ニ督促セシメタル処「ハル」モ昨日及本日ヲ通シ此問題ニ付協議セルモ未夕成案ヲ得ルニ至ラス是非共明日ニハ出来上ル見込ニ付明日更ニ打合セ度キ旨回答アリ右ハ昨日及本日ニ亘リ終日國務省事務當局ノ會議及一時間ニ亘ル英國大使「ハル」会見等ノ事実ニ照ラシ先方ニ於テモ交渉促進ニ努メ居ル様子ニ付止ムヲ得ス本日ノ会談ヲ見合セ明朝更ニ打合スコトトセリ

399 昭和16年11月25日 在米国野村大使より 東郷外務大臣宛(電報)

ワシントン 11月25日後発  
本省 11月26日後着

米國國務長官と関係各國大使との協議について

第一一七九号(大至急、館長符号扱)

「ハル」國務長官ハ從来二回ニ亘リ英、豪、蘭印、支ノ各公使ト一應同時ニ協議シ來レル処形勢ノ進展ニ伴ヒ主トシテ英國大使ヲ相手トスルコトトナレルモノノ如ク本二十

五日午前以来豪蘭印代表ニ対シテ英國大使ヲ通シテ連絡シ  
支那大使トハ英國大使ト協議後单独ニ本日夜協議スルコト  
ナリ從来ノ四国同格的取扱ヨリ変化シ来レル点一般ノ注  
意ヲ引キ居レリ

400 昭和16年11月26日 東郷外務大臣より  
在中國高代理大使宛（電報）

日米交渉中の中国問題に關し汪主席に内報方

訓令

本 省 11月26日 発

\* 第五一〇号（極秘、館長符号）  
外信  
貴電第八二八号ニ関シ

一、日米交渉中支那問題ニ関スル部分ハ汪主席ニモ極秘内  
報セル九項目ニ関スルモノナルカ我方ニ於テハ右九項目  
ニ付何等態度ヲ变更セルコトナシ

尚最近ノ交渉ニ於テ日支和平問題ニ付テハ米側ハ干渉又  
ハ調停ニ出スル意思ヲ有セス單ニ日支間ノ橋渡シヲ為サ  
ントスル如キ意向ヲ表明シタルコトアルモ他方我方ヨリ

米国ハ日支両國ノ和平ニ関スル努力ニ支障ヲ与フルカ如  
キ行動ニ出テサルコトヲ要求（之ニ依リ我方ハ米国ヲシ  
テ援蔣行為ヲ停止セシメ以テ東亞ノ和平促進ヲ企図セル  
次第ナリ）シタルニ対シテハ米側ハ援蔣行為ノ中止ニハ  
強キ反対ヲ表明シ前記橋渡シノ点トハ全然矛盾スル態度  
ヲ示シ為ニ和平問題モ解決見込立タス旁日米交渉成立モ  
極メテ困難ナル実状ナリ

二、胡適カ二十二日「ハル」長官ト会見シタルハ日米交渉  
ノ内容カ英、豪、蘭ト共ニ重慶ニモ関係アル為之等ノ内  
意ヲ打診シタルモノナルヤニ認メラル  
三、以上絶対極秘汪主席限リノ含迄ニ貴官ヨリ内報ノ上今  
後事態カ如何様ニ展開スルトモ我方ニ信賴協力スヘキ様  
御申入相成度

401 昭和16年11月26日 東郷外務大臣より  
在米國野村大使宛（電報）

「乙案」の實徵方訓令

本 省 11月26日後0時20分発

第八三〇号（大至急、館長符号）

Very urgent  
兩大使へ

米国新聞通信ハ我方ノ仮印部隊全面的撤兵ト資産凍結解除  
トヲ関連セシメ居ル模様ノ處往電第七九八号申進ノ通り十  
八日貴方ニ於テ提出セラレタル試案ニテハ到底時局ヲ收拾  
スルニ足ラス我方最後案ノ趣旨ハ乙案全部（乙案ヨリ通商  
無差別及三國條約即チ第六及七項ヲ除外シタルモノニ往電  
第八一六号申進ノ如ク米側十二日提出乙号ノ日支和平周旋  
ヲ含ム）ノ成立ヲ期待スルモノニテ之カ貫徹ハ絶対ニ必要  
トスル次第ナリ就テハ期日切迫シ余日幾許モナキニ鑑ミ貴  
大使ニ於テハ至急重ネテ米当局ト接触セラレ右我方主張ノ  
貫徹ニ最善ノ努力ヲ尽サレ度ク尚申ス迄モナキ儀乍ラ貴大  
使御懇懃ノ有力米人等ヲモ充分御利用相成リ直接間接ニ米  
側ヲ説得アリ度シ

第八三三号（至急、館長符号）  
往電第七九八号ニ関シ  
我方新提案ニヨリ妥結ノ際ハ第二項及第三項ニ関連シ早速  
物資確保ノ必要アル處帝国カ焦眉ノ急トスルハ石油獲得ナ  
ルニ依リ交渉進捗ニ応シ取極調印前早目ニ我方ニ於テハ石  
油輸入ニ付米国ヨリハ年四百万噸（米国ヨリノ昭和十三、  
四五、五年度ノ平均輸入量ニシテ其ノ内訳ハ航空揮発油ヲ含  
ミ資産凍結実施前ノ実績ニ準ス）即チ月約三十三万三千噸  
又蘭印ヨリハ從前交渉ニ於テ大体意見ノ纏リタル数量（蘭  
側ハ年百八十万噸ノ供給ニ同意セリ）ヲ基礎トシ年二百万  
噸ヲ希望スル旨御申入レ相成度ク話合成立ノ上ハ貴大使ト  
國務長官トノ間ノ文書交換等ノ方法ニ依リ右ヲ確約セシム  
ルコト致シ度シ

尚右数量ハ交渉上標準タルヘキ大約ノ数字ヲ表ハスモノナ  
ルカ（右カ絶対的最低ノ数字ノ謂ニハアラス）他方當方トシ  
テハ今後通商恢復ニ伴ヒ右数量ノ漸次増加ヲ希望スル次第  
ニ付右御含ミノ上御折衝相成度シ

402 昭和16年11月26日 東郷外務大臣より  
在米國野村大使宛（電報）  
交渉妥結の際の米・蘭両国よりの石油輸入につ  
き訓令

- 403 昭和16年11月26日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛 (電報)  
「乙案」の實徵につき回答
- ワシントン 11月26日後発
- 本省 11月27日前着
- 貴電第八三〇号ニ閲シ
- 貴電冒頭仮印全部撤兵ノ如キハ米国新聞記者ノ憶測ニ過キ  
サルヘク當方ニ於テハ苟且ニモ申シタルコトナク我方ノ主  
張ハ先方ニ徹底シ居レリ
- 尚貴電後段ニ閲シテハ當方トシテモ現ニ充分利用致シ説得  
ニ努メ居ル次第ナルカ最近是等ノモノモ漸次「ハル」長官  
ノ主張ヲ弁護スルノ立場ニ変リツツアル事情ナリ
- ~~~~~
- 
- 404 昭和16年11月27日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛 (電報)
- 「乙案」前文の英文修正方訓令
- 本省 11月27日後3時発
- 第八四一号 (館長符号)
- 
- 405 昭和16年11月26日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛 (電報)  
電話連絡に際して使用すべき隠語について
- 本省 11月26日 発
- 第八三六号 (館長符号)
- 情勢ハ逐日急迫シツツアル處電報ハ長時間ヲ要スルヲ以テ  
今後ハ必要ニ応シ会談等ノ模様ハ簡単ナルモノニ限り隨時  
電話ヲ以テ山本亞米利加局長ニ御通報相成度其ノ際使用ス  
ヘキ隠語左ノ通
- 三国条約問題 ニューヨーク シカゴ  
支那問題 サンフランシスコ  
無差別待遇問題 サンフランシスコ  
総理 伊藤君  
外務大臣 伊達君  
陸軍 徳川君  
海軍 前田君
- 
- 406 昭和16年11月26日 在米国野村大使より  
東郷外務大臣宛 (電報)  
状況打開のため大統領と天皇との親電交換に  
つき意見具申

## 八 「ハル・ノート」受領から開戦

昭和16年11月26日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛 (電報)

### 電話連絡に際して使用すべき隠語について

昭和16年11月26日 東郷外務大臣より  
在米国野村大使宛 (電報)

第八三六号 (館長符号)

情勢ハ逐日急迫シツツアル處電報ハ長時間ヲ要スルヲ以テ

今後ハ必要ニ応シ会談等ノ模様ハ簡単ナルモノニ限り隨時

電話ヲ以テ山本亞米利加局長ニ御通報相成度其ノ際使用ス

ヘキ隠語左ノ通

三国条約問題 ニューヨーク シカゴ  
支那問題 サンフランシスコ  
無差別待遇問題 サンフランシスコ  
総理 伊藤君  
外務大臣 伊達君  
陸軍 徳川君  
海軍 前田君

日米交渉

大統領

縁談

君子サン

梅子サン

国内情勢

ハル

譲歩スル

譲歩セス

形勢急転スル

山ヲ売ル

山ハ売レヌ

商売

子供カ生レル

尚為念本省以外ノ電話番号ハ山本局長(世田ヶ谷四六一七)

加瀬課長(四谷四七九三)大臣官邸(銀座三六一四)次官

官邸(銀座一〇二二)ナリ

~~~~~

昭和16年11月26日 東郷外務大臣より
在米国野村大使宛 (電報)

貴電第一一七一号ニ閲シ

乙案前文英文ハ左ノ通り修正サレ度シ

the peace in the pacific ~ peace ~前~ the (定冠詞) ノ

除キ elucidating ~ affirming ~ agreed upon ~ reached ~ mutual understanding ~ mutual ノ削除ス

~~~~~

貴電第一一七一号ニ閲シ

乙案前文英文ハ左ノ通り修正サレ度シ

the peace in the pacific ~ peace ~前~ the (定冠詞) ノ

除キ elucidating ~ affirming ~ agreed upon ~ reached ~ mutual understanding ~ mutual ノ削除ス

~~~~~